**平成２２年（フ）第１５４０号**
東京都日野市多摩平１丁目３番地７明日香ビル２Ｆ
破産者　有限会社日宅
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１５４１号**
東京都八王子市元八王子町２丁目1891番地１アルファミール102号
破産者　西川　康司
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第５６８号**
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目12番28号
破産者　株式会社エージェー
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第５６９号**
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目12番28号
破産者　有限会社アール・シー・テック
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第７９０号**
神奈川県小田原市穴部558番地
破産者　有限会社八百角商店
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１９号**
埼玉県三郷市戸ヶ崎３丁目564番地１　サンライフ戸ヶ崎104号、破産開始決定時の住所埼玉県北本市中丸６丁目66番地５
破産者　大谷　　豊
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第３０６号**
福島県伊達市中志和田74番地７
破産者　野中　崇志
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第８２７号**
さいたま市南区文蔵３丁目33番12―105号、破産手続開始時の住所さいたま市南区辻１丁目５番13号404
破産者　白鳥　信二
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１０号**
千葉県山武郡横芝光町宮川11990番地11
破産者　長嶋　　亮
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２３１号**
千葉県東金市西福俵14番地28
破産者　遠藤　　克
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２３５号**
千葉県山武郡横芝光町栗山4385―５、住民票上の住所千葉県東金市道庭748番地１　グラン・コート東金803
破産者　久保　　一
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２５３号**
千葉県山武市横田1068番地８
破産者　春原　直道
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２５４号**
千葉県山武市横田1068番地８
破産者　春原千佳子
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第３０３９号**
横浜市港南区最戸１丁目５番３号　クリオ上大岡ホームズ203
破産者　村谷　恭子
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３２３４号**
横浜市中区赤門町１丁目13番地
破産者　佐久間和郎
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４８９号**
横浜市南区六ツ川１丁目37番地
破産者　蒲谷　幸弘
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８３３５号**
奈良県天理市三昧田町91―６レオパレスニューエイジ103号室、住民票上の住所大阪府吹田市千里山高塚39番１―207号
破産者　北口　　努
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８７１３号**
大阪市都島区中野町５丁目９番19号
破産者　黒沢貞昭こと　金　　禎昭
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９４０号**
大阪市西区立売堀４丁目７―14―301、住民票上の住所大阪市福島区海老江６丁目１番５号
破産者　英岡　浩二
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部